

# 漢代兵役考証

鷹取 祐司

## はじめに

中国の歴代王朝は戸籍によって把握した民衆から租税や労働力を徴発することで王朝を維持していた。それ故、税制と徭役兵役制度の解明はその王朝を理解する上で非常に重要である。古代帝国について言えば、秦の徭役兵役制度は最近の出土文字史料の増加によりその解明が飛躍的に進んだの<sup>①</sup>に対して、漢代のそれは、停滞したままと言わざるを得ない。『漢書』食貨志所載の董仲舒上言と『統漢書』百官志五亭里条劉昭注所引の応劭『漢官儀』<sup>②</sup>（以下「基本二史料」という。全文は第二章末参照）以外に、漢代の徭役兵役制度解明の手掛かりとなる史料が殆ど無いためである。漢代の徭役兵役制度を解明しようとこれまで多くの先行研究がこの基本二史料に対し詳細な検討を加えてきた。それにも拘わらず、制度理解の鍵となる部分、すなわち董仲舒上言の「又加月為更卒已復為正一歲屯戍一歲力役三十倍於古」と『漢官儀』の「民年二十三為正一歲以為衛士一歲為材官騎士習射御騎馳戰陣」について未だ句読さえ定説を見ていない状況である。それ故、基本二史料の解釈はほぼ尽くされており、この上無難な再解釈を重ねることに積極的意義を見出し難いという意見さえある（高村武幸二〇〇四）。しかしながら、基本二史料の句読の仕方によって漢代徭役兵役制度の理解は大きく変わってくる。例えば、『漢官儀』を「民年二十三為正、一歲以為衛士、一歲為材官騎士」と句読すれば衛士と材官・騎士は正となった者の果たすべき兵役義務と理解されるが、「民年二十三、為

正一歳、以為衛士一歳、為材官騎士……」と句読すれば正は衛士および材官・騎士とは別の兵役義務と理解されることになる。<sup>③</sup>

実のところ、先行研究においては、基本二史料の句読の根拠が示されている場合がそう多くなく、その場合も論者の主観だったりする。そのせいで議論がある意味水掛け論になってしまっており、それが定説を見ない大きな原因となっている。加えて、当該部分に見える語句の理解が論者によって異なり、論者が各自の理解に基づいて当該部分を句読しようとしたことも、当該部分の句読に定説を見ない一因である。

本稿では、如上の陥穽を避けるため、基本二史料を対句的表現という形式面から分析する。ただし、それだけでは句読の妥当性を判断できないため、基本二史料に含まれる用語のうちその解釈を確定できる語を用いることで句読を確定する。その上で、基本二史料以外の史料によつて材官・騎士・楼船と正の実態を考察し、その考察結果を以て本稿で確定した句読の当否を確認する。

## 一 先行研究の句読とその根拠

まず、基本二史料に対する先行研究の句読を整理しよう。その際、句読の根拠が説明されていればそれも併せて示し、その根拠の妥当性についての私見も示す。

### (一) 董仲舒上言

① 「又加月為更卒、已復為正、一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古。」

この句読を採るのは、吉田虎雄一九四二、西田太一郎一九五〇、韓連琪一九五六、米田賢次郎一九五七、西村元佑一九五八、越智重明一九七六、渡辺信一郎一九九二、山田勝芳一九九三、張金光二〇〇四、楊振紅二〇一〇、王彦輝二〇一五、宮宅潔二〇一八などで、句読に関して何らかの言及があるのは以下の論者である。

吉田は、宋・錢文字『補漢兵志』<sup>④</sup>の理解に従うが、その理由については説明が無い。

西田は、董仲舒の文には対句や四字句が多いことを指摘した上で、当該部分について、「又加」で前文と連結し、その後は四字句が並んで「月為更卒、已復為正、一歳屯戍、一歳力役」といい、これを「三十倍於古」で結ぶ、と説明する。董仲舒上言が対句を多用していることは指摘の通りだが、四字句が並ぶというのはあくまで西田の解釈に過ぎない。

越智は、董仲舒上言全体が a b c c, b, a という構成となっていて、当該部分は、bに当たり、b内部もまた㉞㉟㉠㉡という構成の㉞が㉟に㉠が㉡に掛かる形になるので、「月為更卒」は「一歳力役」に掛かり、「已復為正」は「一歳屯戍」に掛かるとする。各部分の掛かり方についての説明はあるものの、句読そのものの理由は説明されていない。

張金光は、正卒は材官・騎士のみで屯戍を含まないとする浜口説(句読㉢)は秦漢の制度に合致しないとして句読㉠を採るが、正卒は屯戍も含むというのは張金光の理解に過ぎない。

楊振紅は、正は傳籍されている丁男身分と理解すべきなので、董仲舒上言を「為正一歳」と句読して正を一年間就役する正卒と理解することはできず、従って、董仲舒上言は「為正、一歳」と句読すべきであるとする。正が傳籍された丁男身分を指すというのは楊振紅の理解で、それに合致するよう句読している。

宮宅は、董仲舒上言の句読が「屯戍一歳」でも「一歳屯戍」でも屯戍が一年間であることは変わらないが、秦代

の兵役は毎年一カ月であつて一年間ではない。それ故、董仲舒上言の当該部分は、「一年あたりの屯戍、一年あたりの力役は、古えの三〇倍になつてゐる」と読む顔師古の理解が適切であるとする。董仲舒は当該部分を秦制として述べているが、宮宅自身が指摘するように、「漢興、循而未改」という認識の下に董仲舒が語る徴兵制度の沿革は信憑性に欠ける。董仲舒に限らず、漢制が秦制を継承しているというのは漢人の基本的な認識で、「漢興、因秦制度」(『漢書』卷二八上地理志上)のような記載は枚挙に遑が無い一方で、秦制に対する漢人の認識は実のところ正確ではない<sup>⑤</sup>。董仲舒上言の当該部分は、屯戍を一年間とすることや塩鉄の利への言及が明確に示すように実際は漢制の記述であるが、漢制は秦制を継承しているという認識の下、秦制を述べるといふ体裁をとつてゐると理解すべきである<sup>⑥</sup>。董仲舒上言が漢代の制度を述べているならば、屯戍を一年間と考えても問題は無く、その場合、顔師古説の出でくる余地は無い。

⑤ 「又加月為更卒、已復為正一歳、屯戍一歳、力役三十倍於古。」

この句読を採るのは、浜口重国一九三四、勞榦一九四八、藤枝晃一九五五、伊藤徳男一九五九、于豪亮・李均明一九八一、錢釗夫一九八二、王毓銓一九八二、重近啓樹一九八六、陳偉二〇一〇、孫聞博二〇一五などで、句読に關して何らかの言及があるのは以下の論者である。

浜口は、『漢官儀』の句読を検討した上で、『漢官儀』の読みに合致するのは句読①だが、そのように句読すると「二歳力役」の「二歳」が全然蛇足化すると述べ、本節は寧ろその読み方の自然さに従つて句読②で読むべきであるとする。しかしながら、読み方の自然さは主観的な判断に過ぎない。

勞榦は、句読①で読むと「屯戍」が正卒とされ「力役」が正卒の車騎・材官となるが、その解釈には無理がある

とし、「比較晴朗些」である浜口説の読み方に従っている。その解釈には無理があるというのはあくまで労榦の考えであるし、浜口説の読み方について「比較晴朗些」というのも主観的な判断に過ぎない。

藤枝は、「三十倍於古」は後の「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」に対応する句であるから、その上の「力役」を主語にしなければ文章の落ち着きが悪いとする。「力役三十倍於古」と「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」とが対句になることは、錢釗夫・王毓銓・重近も指摘する。「三十倍於古」が「二十倍於古」に対応するという指摘は妥当であるが、顔師古の理解のように「一歳屯戍、一歳力役」を「三十倍於古」の主語と見なせば「一歳屯戍一歳力役三十倍於古」となり、これと「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」を対句的表現として理解することも形式上は可能なので、対句的表現という点から句読④を否定してしまうことはできない。

伊藤は、董仲舒上言の読み方については、諸説中、浜口説が最もまざつているとするが、そう判断する理由は説明されていない。

王毓銓は対句の指摘の他に、秦漢時代は更卒が復除されたあとと正となる制度は無いし、「一歳力役」の法も無いとするが、これらの指摘は王毓銓の理解に過ぎない。

重近は対句の指摘の他に、力役は徭役の語と同様に広く労働奉仕(労役)・戍辺・兵役等の内容を含んで用いられる語なので、「一歳力役」という表現は不自然さを免れず、この文の「力役」もその前の「更卒」「正」「屯戍」等の兵役の総称と見るべきで、それ故、「力役三十倍於古」と句読するのが良いとする。後述のように、「力役」という語に対するこの指摘は妥当である。

陳偉は、董仲舒上言と『漢紀』卷一三孝武皇帝紀四元狩四年条の記事「又加月爲更卒、征衛屯戍一歳、力役三十倍于古」とを対比し、『漢紀』の「征衛屯戍一歳」は董仲舒上言「已復爲正一歳、屯戍一歳」の前の「一歳」を省略

した表現なので、董仲舒上言は句読⑥が妥当であるとすると、傾聴に値する説である。

(二) 『漢官儀』

① 「民年二十三為正、一歳以為衛士、一歳為材官・騎士、習射御騎馳戰陣。」

この句読を採るのは、浜口重国一九三四、吉田虎雄一九四二、芳榦一九四八、藤枝晃一九五五、西田太一郎一九五五、韓連琪一九五六、米田賢次郎一九五七、西村元佑一九五八、越智重明一九七六、于豪亮・李均明一九八一、錢釗夫一九八二、王毓銓一九八二、初山明一九八六、山田勝芳一九九三、渡辺信一郎二〇〇一、張金光二〇〇四、楊振紅二〇一〇、陳偉二〇一〇、孫聞博二〇一五、王彥輝二〇一五、宮宅潔二〇一八などで、句読に関して何らかの言及があるのは以下の論者である。

浜口は、『漢官儀』冒頭の「民年二十三為正」と後の「年五十六老衰」とを対応させ、この対応を起点に他の部分の句読を決めているようである。「民年二十三為正」と「年五十六老衰」を対応させる理解は如淳に拠ると思われるが、如淳の理解には後述のように問題がある。

吉田は、董仲舒上言の場合と同じように『補漢兵志』の理解に拠るが、その理由については説明が無い。

西田は、『漢官儀』なら句読①でも句読②でも読めるが、『漢儀注』の文ならば「民年二十三為正、一歳為衛士、一歳為材官騎士」となることは明らかとする。『漢官儀』では「為衛士」の前に「而以／以」という語が存在するのに対し、『漢儀注』にはそれが無いからというのがある理由なのだろうが、『漢儀注』を句読②のように「民年二十三、為正一歳、為衛士一歳、為材官騎士……」と句読しても特に問題は生じないように思われる。

韓連琪は、浜口や芳榦による董仲舒上言の句読(句読①)に準じれば、『漢官儀』は句読②になるが、その場合、

「為正一歳」「以為衛士一歳」の後ろにさらに「為材官・騎士習射御騎馳戦陣」がくることになる。しかし、正卒は一年間を都の衛士または辺境の戍卒として、さらに一年間を材官・騎士として務める者なので、正と衛士が並列される句読⑥では文意が通じない。また、「習射御騎馳戦陣」は衛士と材官・騎士の両方を承けているが、句読⑥では材官・騎士だけが「習射御騎馳戦陣」の対象となり、衛士はその対象ではなくなる。それ故に、句読⑥は妥当でないとする。この議論では、正卒は都の衛士または辺境の戍卒として一年間、さらに材官・騎士として一年間務めるという『補漢兵志』の理解が前提となっているものの、なぜ『補漢兵志』の理解が妥当であるのかについては説明が無い。

越智は、この記事は、二三歳で正と為った民が五六歳で初めて老衰としてそれを免ぜられ、再び民となって田に就くということを示しているとするが、「民年二十三為正」と「年五十六老衰」を対応させる解釈には先述のように問題がある。

張金光は、句読⑥だと衛士が正に含まれないし、正と材官・騎士とが無関係になるので、当時の制度に合致しないとする。しかし、ここでいう当時の制度は張金光の理解に過ぎない。

楊振紅は、自身の董仲舒上言の句読(句読④)に対応させているが、楊振紅の句読に問題があることは上述の通りである。

⑥ 「民年二十三、為正一歳、以為衛士一歳、為材官・騎士習射御騎馳戦陣。」

この句読を採るのは、大庭脩一九五二、重近啓樹一九八六である。

大庭は、句読④では衛士と材官・騎士が正に当たることになるが、材官は正卒には含まれないので句読④は妥当

でないとする。しかし、材官が正卒に含まれないというのは大庭の理解に過ぎない。<sup>7)</sup>

重近は、句読⑥が自身の董仲舒上言の句読(句読⑥)に対応するとした上で、「為材官騎士、習射御騎馳戦陣」は後の「水家為楼船、亦習戰射行船」と対句になるので句読⑥が妥当であると述べる。この対句の指摘は妥当である。

③「民年二十三為正一歳、以為衛士。一歳、為材官・騎士。習射御騎馳戦陣。」

この句読を採るのは伊藤徳男一九五九である。伊藤は、漢初の徭役に衛士・材官・騎士・楼船の四種とすれば、董仲舒上言の「為正一歳」は衛士および材官・騎士・楼船などの兵役に相当するので、『漢官儀』の「一歳、為材官騎士」の「一歳」は「為正一歳」と同義の省文と考えられないこともないとする。しかし、「為正一歳」が材官・騎士などに相当するというのは伊藤の理解に過ぎない。

④「民年二十三為正一歳、以為衛士一歳、為材官・騎士、習射御騎馳戦陣。」

この句読を採るのは志野敏夫一九九五である。志野は、皇帝側近に仕える者が何ら訓練を施されずにいきなり上番したとは思えないから、正卒として一年間訓練を受けたものの中から衛士が選ばれたのだろうとした上で、『漢官儀』の当該部分を「民は年二十三にして正と為ること一歳、衛士と為ること一歳なるものを以て、材官・騎士と為し、射御・騎馳・戦陣を習わしむ」と訓読する。傍線部の理解が③との相違点である。しかしながら、訓練云々は志野の推測に過ぎないし、百歩譲ってそうだったとして、そのことは「為正一歳、以為衛士」と句読する根拠にはなっても、「衛士と為ること一歳なるものを以て、材官・騎士と為し」と訓読する根拠にはなっていない。



以上に整理したように、基本二史料を句読する際にその根拠を明示する先行研究はそう多くなく、根拠が示されている場合も論者の主観的な判断だったり、『補漢兵志』や論者自身の理解が前提となりそれに適合するように句読している場合が殆どである。先行研究で示された根拠のうちでは、陳偉二〇一〇が指摘する『漢紀』との対比と対句という指摘が有効な視点となり得るものである。

### (三) 董仲舒上言に対する顔師古の理解と『漢官儀』に対する如淳の理解

上掲の董仲舒上言句読①と『漢官儀』句読②はそれぞれ顔師古と如淳の理解に拠っており、さらに、幾つかの先行研究が依拠している『補漢兵志』もその理解に拠っているので、この二人の理解についてここで検討しておきたい。

顔師古は董仲舒上言の「……三十倍於古」に次のような注をつけている。

更卒謂給郡県一月而更者也。正卒謂給中都官者也。率計今人一歳之中、屯戍及力役之事三十倍多於古也。

更卒は郡県に給すること一月にして更る者を謂うなり。正卒は中都官に給する者を謂うなり。率計するに今人一歳の中、屯戍及び力役の事古より三十倍多きなり。

「三十倍多於古」の主語が「屯戍及力役之事」であることから、顔師古は董仲舒上言の「一歳屯戍、一歳力役」を「三十倍於古」の主語として理解していることがわかる。しかしながら、「三十倍多於古」の主語を「屯戍及力役之事」と考える根拠は示されていない。

一方、如淳の理解は、『漢書』卷一上高帝紀上二年条「五月、漢王屯滎陽、蕭何發關中老弱未傳者悉詣軍」に附せられた如淳注から読み取れる。

律、年二十三傳之疇官、各從其父疇学之、高不滿六尺二寸以下為罷癯。漢儀注云「民年二十三為正、一歲為衛士、一歲為材官騎士、習射御騎馳戰陳。」又曰「年五十六衰老、乃得免為庶民、就田里。」今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三為弱、過五十六為老。

律、年二十三にして之を疇官に傳し、各おの其の父の疇に從いて之を字ばしむ、高さ六尺二寸に満たざる以下は罷癯と為す。漢儀注に云う「民年二十三にして正と為り、一歲衛士と為り、一歲材官騎士と為り、射御騎馳戰陳を習う。」又た曰く「年五十六にして衰老たれば、乃ち免じて庶民と為り、田里に就くを得しむ。」今老弱の未だ嘗て傳せざる者皆之を發す。未だ二十三ならざるを弱と為し、五十六を過ぎるを老と為す。

如淳注の引用は『漢儀注』であるが、「為衛士」の前に「以」字が無い他は『漢官儀』と同文である。傍線部から、如淳が『漢儀注』冒頭の「年二十三」と後の「年五十六」とを対応させる形で理解していることがわかる。その「年五十六」には続けて「衰老、乃得免為庶民」とあつて、五六歳になつた場合の身分変化が示されていることから、如淳は「民年二十三」についても同じように二三歳になつた場合の身分変化が示されていると考え、それを「為正」と解釈したのだろう。その結果、「民年二十三為正」と「年五十六衰老」が対応していると理解したものと推測される。

如淳による『漢儀注』後半の引用が「又曰『年五十六衰老……』」で始まっているので、読み手が「年五十六衰老」

の直前で文が終わっていると理解するのは自然だが、ここで留意すべきは、如淳の引用には省略があるということである。上掲の如淳注所引『漢儀注』と第二章末所掲の『漢官儀』の対比から明らかのように、如淳注の引用では都試と辺郡についての記載がまるごと省略されている。そのような形の省略だけでなく、文の冒頭部分だけを省略する場合もある。『漢書』卷七昭帝紀元鳳四年条の如淳注では董仲舒上言を「食貨志曰『月為更卒、已復為正、一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古。』」と引用するが、食貨志原文では冒頭に「又加」の二文字があり、如淳の引用ではこの二文字が省略されているのである。従って、如淳の引用を根拠に『漢儀注』原文が「……年五十六衰老……」に作っていたとは断定できない。如淳の引用の後半部分冒頭とその直前が『漢官儀』では「不給衛士材官樓船年五十六衰老……」となっていて、<sup>⑨</sup>「不給衛士。材官樓船年五十六衰老、……」と句読することも可能である。その場合、「材官樓船年五十六老」と「民年二十三為正」とを対応させることは無理で、それ故、「民年二十三為正、一歳……」と句読する必然性も無いことになる。

このように、董仲舒上言の句読⑨の元となった顔師古の理解についてはその根拠が示されていないし、『漢官儀』の句読⑩の元となった如淳の理解についても、そこで想定されている対応が成り立たない可能性が存在する。それ故、顔師古・如淳の理解は必ずしも基本二史料句読の根拠にはならない。

二 董仲舒上言と『漢官儀』の句詠

(一) 董仲舒上言の対句的表現

先述のように、基本二史料の句詠を考える手掛かりになるのが対句的表現であるが、先行研究においては当該部分のみを挙げるに止まっていた。そこで、句詠が問題となる部分を含む董仲舒上言の一段全てについて、対句的表現として対応する部分を並列する形で示そう。

古者税民不過什一、其求易共、民財内足以養老尽孝、故民説従上。至秦則不然、用商鞅之法、除井田、

使民不過三日、其力易足。

外足以事上共税、

改帝王之制、

下足以畜妻子極愛、

民得賣買、富者田連仞伯、又顯川沢之利、荒淫越制、踰侈以相高、邑有人君之尊、小民安得不困。

貧者亡立錐之地。

管山林之饒、

里有公侯之富、

又加月為更卒已復為正一歲屯戍一歲力役三十倍於古、或耕豪民之田、見税什五。故貧民常衣牛馬之衣、

田租口賦塩鉄之利二十倍於古。

而食犬彘之食。

このように董仲舒上言は対句的表現を多用している。句読が問題となる「又加月為更卒……」の部分には、「三十倍於古」と「二十倍於古」だけでなく、「一歳屯戍」「一歳力役」または「為正一歳」「屯戍一歳」という対句的表現も含んでおり、この部分もまた対句的表現として理解すべきこと明白だろう。

(二) 董仲舒上言の句読①②における対句的表現

先行研究の提示する二つの句読を対句的表現という点から見ると、句読①は次のような対応として理解できよう。

又加月為更卒、已復為正、一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古、田租口賦塩鉄之利二十倍於古。

この場合、句読②を採る論者が指摘するように、「三十倍於古」の主語が不明である上に、対句的表現の一方だけ主語が無い形式にも不完全である。しかしながら、「三十倍於古」の前の「一歳力役」をその主語と見れば、主語も明示されたことになるし形式的にも問題無い。ただし、「一歳力役」とその前の「一歳屯戍」もまた明らかに対句なので、その一方だけが「三十倍於古」の主語となることは文章の構成として不自然だろう。したがって、「一歳屯戍、一歳力役」の二句が「三十倍於古」の主語であると考えべきだろう。その結果、句読①は次のような対応として理解できる。

又加月為更卒、已復為正、一歳屯戍一歳力役三十倍於古、田租口賦塩鉄之利二十倍於古。

「〇十倍於古」の主語に当たる傍線部分が完全に同一構造というわけではないが、対応部分の文字数も一致しており、ひとまず対句的表現として見ることに問題は無いだろう。

一方、句読⑧は次のような対応として理解できる。

又加月為更卒、已復為正一歳、屯戍一歳、力役三十倍於古、田租口賦塩鉄之利二十倍於古。

対応する「力役」と「田租口賦塩鉄之利」の具体性にやや差があるが、「月為更卒、已復為正一歳、屯戍一歳」が「力役」の具体的な内容で、「力役」はそれらを総称した語（重近啓樹一九八六）と理解すれば、「田租口賦塩鉄之利」に対して簡略な表現でも問題は無いだろう。句読⑧では、「力役三十倍於古」と「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」の対応だけでなく、その前の「為正一歳」と「屯戍一歳」もまた独立した対句的表現として理解できる。

このように、句読⑧も⑨も形式上は対句的表現としてさほど問題なく理解できる。しかしながら、当該部分に含まれる語の内容を具体的に考えると、句読⑧のように読むことには問題が生じる。

### (三) 董仲舒上言と『漢官儀』に見える語句の意味

ここでは、基本二史料に見える語のうちでその解釈が確定できるものを確認する。句読が問題となる当該部分には、徭役兵役に関わる用語として、董仲舒上言には「更卒」「正」「屯戍」「力役」が、『漢官儀』には「正」「衛士」「材官・騎士」が見えるが、このうち解釈が確定できるのは「更卒」「衛士」「屯戍」「力役」である。

「更卒」は『漢書』呉王濞伝の服虔注<sup>11)</sup>に見え、そこでは更卒として実際に就役することを「踐更」と言い、その

「踐更」を『漢書』昭帝紀如淳注所引律說<sup>⑬</sup>では県中で「居更」することと説明する。これらから、更卒は居住県で年に一ヶ月間の労役に従事する義務とわかる。<sup>⑭</sup>

「衛士」は『後漢書』皇后紀注などに慰労の対象として見える兵士<sup>⑮</sup>で、一年交替で長安の宮城警備に従事する義務である。

「屯戍」は長城警備を指すことが多いが、衛尉配下の衛士を「屯兵」といい、都の諸官府を警備することを「戍中都官」といつているように、「屯」も「戍」も辺境警備に限られない。『史記』には「諸侯の吏卒 異時 故と繇使屯戍して秦中に過（よ）ぎる」とある。「繇使」は業務のための長距離移動で、即位前の劉邦が咸陽で徭役に従事していたことを踏まえると、「秦中に過ぎる」というのは具体的には咸陽に行くことだろう。そうすると、「繇使」と並列される「屯戍」も辺境警備ではなく咸陽の宮城警備を指すことになる。勞榦一九四八は、董仲舒上言の「屯戍」と『漢官儀』の「以為衛士」とが対応することから、二年の兵役義務は、一年間の正と、一年間の都での衛士または辺境での戍卒と考えたが、上掲の「屯」「戍」「屯戍」の用例はその理解の妥当性を証明する<sup>⑯</sup>。

「力役」は、力を以てする役である労働奉仕・戍辺・兵役などの総称であることを浜口重国一九三四が夙に指摘する。浜口は史料による論証はしていないが、王彦輝二〇一五は「力役」が兵役・徭役を指す例を挙げており、浜口説の妥当性が確認できる。「力役」は、財物提供に対する労働力提供を意味する語として用いられている。

且寢初陵之作、止諸繕治宮室、闕更減賦、尽休力役、存卹振球困乏之人、以弭遠方。（『漢書』卷八五 谷永伝）

且つ初陵の作を寢め、諸の宮室を繕治するを止め、更を闕き賦を減じ、尽く力役を休め、困乏の人に存卹振球し、以て遠方を弭（やす）んず。

鄭玄注云「空府臧則傷財、力役繁則害人、二者奢泰之所致。」（『後漢書』伝三九 王符伝注）

鄭玄注に云う「府臧を空しくすれば則ち財を傷め、力役繁なれば則ち人を害す、二者奢泰の致す所なり」

故聖人卑宮室而高道德、惡衣服而勤仁義、不損其行以好其容、不虧其德以飾其身、国不興不事之功、家不藏不用之器、所以稀力役而省貢獻也。（『新語』本行）

故に聖人は宮室を卑しくして道德を高め、衣服を惡みて仁義に勤め、其の行いを損ねて以て其の容を好くせず、其の徳を虧きて以て其の身を飾らず、国 不事の功を興さず、家 不用の器を藏せず、力役を稀にして貢獻を省く所以なり。

今陛下哀憐百姓、寛力役之政、二十三始傳、五十六而免。所以輔耆壯而息老艾也。（『塩鉄論』未通）

今陛下 百姓を哀憐し、力役の政を寛め、二十三にして始めて傳し、五十六にして免ず。耆壯を輔けて老艾を息ましむる所以なり。

谷永伝では「更賦<sup>24</sup>」と「力役」が、王符伝注所引鄭玄注では「府臧」と「力役」が、『新語』では「貢獻」と「力役」が、民衆による財物提供と労働力提供という大きな区分で対比されており、「力役」が労働力提供の総称として用いられていることがわかる。また、『塩鉄論』では「二十三始傳、五十六而免」を「寛力役之政」と述べているが、二三歳は『漢官儀』では正などの義務開始年齢とされる一方、次掲の孟康注では「役之」とあるように労働力提供開始年齢でもある。



古者二十而傅、三年耕有一年儲、故二十三而後役之。〔『漢書』卷一上 高帝紀上 二年条孟康注〕

古者二十にして傅し、三年耕して一年の儲有り、故に二十三にして而る後に之を役す。

これらの例から、「力役」が兵役や徭役を包含した労働力提供の総称であることが確認できる。董仲舒上言の句詠に戻ろう。

#### (四) 董仲舒上言の句詠

先述のように、対句的表現という点からは、句詠④の「一歳屯戍、一歳力役」の二句を「三十倍於古」の主語と解釈すべきである。「屯戍」に当たる戍辺は高后五年以降は一年交替となつてゐるし、衛士もまた一年間の勤務だったので、「一歳屯戍」は「屯戍への一年間の就役」と解釈すべきである。そうすると、これと対句になる「一歳力役」も「力役への一年間の就役」と解釈すべきだろう。

ところで、董仲舒は上言冒頭で「古者税民不過什一、其求易共、使民不過三日、其力易足」と述べているように、民の負担を「税」と「使」、つまり財物提供と労働力提供に区分して認識していて、問題の部分も「月為更卒、已復為正、一歳屯戍一歳力役三十倍於古」が労働力提供、「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」が財物提供である。先述の対句的表現における対応関係を当てはめると、労働力提供部分の「月為更卒、已復為正」が対句から外れてしまうが、「月為更卒」「已復為正」「一歳屯戍」「一歳力役」の四部分が「三十倍於古」の主語になつてゐると考えれば、<sup>⑦</sup>「月為更卒、已復為正」も含めて労働力提供と財物提供を次のような対句的表現として理解できる。

月為更卒、已復為正、一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古、田租口賦塩鉄之利、二十倍於古。

傍線部がそれぞれ「三十倍於古」「二十倍於古」の主語となり対応することになるが、対句的表現としては不釣り合いと言わざるを得ない。さらに、「月為更卒、已復為正、一歲屯戍、一歲力役」が労働力提供の種類とその就役期間を具体的に述べているのに対して、「田租口賦塩鉄之利」は概説的であり、その詳細さにおいても釣り合わない。それ故、両傍線部を対句的表現の対応部分と見なすのは無理がある。

先述のように、句読④を対句的表現として解釈するためには、「月為更卒、已復為正、一歲屯戍、一歲力役」を「三十倍於古」の主語と考えなければならぬが、「力役」が徭役である「更卒」、兵役である「屯戍」、さらに何らかの労働力提供である「正」とこのような形で並列されるのは、兵役や徭役を包含した労働力提供の総称という「力役」の語義に全くそぐわない。一方、句読⑤では「力役」はそれに先行する「更卒」「正」「屯戍」を承ける形になり、兵役や徭役を包含した労働力提供の総称という「力役」の語義にまさに適合する用法である。

このように、董仲舒上言の句読④を対句的表現と見なすことは困難である一方で、句読⑤は対句的表現として全く問題ないし、句読⑥は「力役」の用法としてもそぐわないのに対し、句読⑦は適合する。以上の検討から、董仲舒上言は句読⑦が妥当であると判断される。

#### (五) 『漢官儀』の句読

基本二史料は「為正一歳」という表現を共有する。それにも拘わらず、当該部分を異なる句読で理解する論者もいるので、この表現についてまず検討しておく。

「為正一歳」に含まれる「為正」という表現は『漢書』などにも幾つか見えるが、徭役兵役制度と関連する形で「為正」が現れるのは、実のところ、基本二史料と後述の『三国志』崔琰伝および酸棗令劉熊碑に限られる<sup>28</sup>。即ち、徭役兵役制度と関連する「為正」は極めて特異な表現なのである。基本二史料では、その特異な表現に同じく、「一歳」が続いていることから、「為正一歳」で一句を形成している可能性が高いと考えられる。果たして、董仲舒上言の妥当な句読と判断した句読⑧では、「為正一歳」で一句となっていた。それ故、『漢官儀』も「為正一歳」を一句とする句読⑨が妥当である。なお、句読⑩も一応「為正一歳」で一句となっているが、句読⑩は論者の理解に拠って史料の根拠のない省略を想定しているし、句読⑪も論者の理解に合うように漢文訓読としては相当に無理のある読み方になっていて、共に従えない。

句読⑫のように句読することによって、実は、この史料をめぐる問題が一つ解消する。『漢官儀』の当該部分と重複する孫星衍輯本『漢旧儀』を浜口重国一九三四は「民年二十三為正、一歳而以為衛士」と句読し、その際、「一歳而以為衛士」では読みにくいために「而」を衍字と見なしたが、句読⑫ならば「而」字があっても文章解釈上全く問題無い。

また、句読⑬では、重近が指摘するように、「為材官騎士習射御騎馳戰陣」と「水家為樓船亦習戰射行船」もまた対句的表現として理解できる。後掲のように、『後漢書』光武帝紀建武七年条の材官・騎士等の廃止の詔では、軽車・騎士・材官・樓船士が廃止の対象として並列され、その注に引く『漢官儀』でも軽車・騎士・材官・樓船が並列されている。基本二史料の『漢官儀』でも材官・騎士と樓船とが対応するものとして認識されていたからこそ、「為……習……」という同一の言い回しによって対句的に表現されたのだろう。この点からも、『漢官儀』は句読⑬が妥当である。

逆に、この句読⑤で生じる問題が一つある。句読⑥では、民の兵役負担開始を二三歳、免除年齢を五六歳と理解できるのに対して、句読⑦では、五六歳はあくまで材官・樓船の免役年齢となり、正や衛士の免役年齢が示されないことになる。二三歳兵役負担開始、五六歳免除という理解は多くの先行研究が採っているので、ここで検討しておきたい。

『漢官儀』を二三歳兵役負担開始、五六歳免除と最初に理解したのは如淳である。先述のように、如淳は、五六歳で「免ぜられて民と為る」とあることから、「免」以前には民とは異なる何らかの身分がなければならぬとして、それを冒頭の「正」と考え、「民年二十三為正、……」と句読したのでだろう。これに対して、句読⑦では、後半の「年五十六老衰、乃得免為民就田」の主語をそれに先行する材官・樓船と解釈することで、民とは異なる「免」以前の身分を材官・樓船と解釈できるため、実のところ、『漢官儀』冒頭を「民年二十三、為正一歳……」と句読しても問題は生じない。二三歳は、前掲『塩鉄論』未通篇に「二十三始傳」とあるように傳籍の年齢で（山田勝芳一九九三）、これ以降、正として一年間、さらに衛士または戍卒として一年間、計二年間の兵役義務を負うようになると解釈すべきだろう。そのように解釈すれば、二三歳は正の開始年齢ではなくなるのでその免役年齢を示す必要は無いし、句読⑥では正と衛士は任期一年であつて継続的な就役ではないので、そもそも免役年齢の規定など必要無い。

なお、『漢官儀』では「年五十六老衰」の前に「不給衛士材官樓船」とあるので、衛士・材官・樓船の三者が「年五十六老衰」の主語である可能性も考えられる。しかし、そうすると「不給」の目的語がなくなるし、衛士は一年限りなので五六歳で免ぜられる身分にはそぐわない。それ故、衛士は「不給」の目的語とし、「不給衛士。材官・樓船年五十六老衰」と句読するのが妥当だろう。後掲の『後漢書』光武帝紀注所引『漢官儀』には輕車・騎士・材官・樓船が並列される一方、衛士は現れないことから、衛士は材官・樓船とは性格を異にすると考えられ、衛士・材

官・樓船を並列すべきでないだろう。なお、「不給衛士」は、韓連琪一九五六の指摘するように、辺郡では屯戍の義務として徴発した兵士は、衛士として都に派遣することなく、全て戍卒として就役させるという意味だろう。

以上の検討の結果、基本二史料の句読・訓読・解釈は次のようになる。

《董仲舒上言》

又加月為更卒、已復為正一歲、屯戍一歲。力役三十倍於古、田租口賦塩鉄之利二十倍於古。

又た加えて月に更卒と為り、已にして復た正と為ること一歲、屯戍すること一歲。力役は古に三十倍し、田租口賦塩鉄の利は古に二十倍す。

〔さらにその上に更卒として（毎年）一ヶ月就役し、そうしてまた正となつて就役すること一年間、都での衛士あるいは辺境での戍卒として就役すること一年間。（これらの）力役負担は古の三十倍で、王朝の田租・口賦・塩鉄専売の収入は古の二十倍にのぼる。〕

《『漢官儀』》

民年二十三、為正一歲、以為衛士一歲。為材官騎士、習射御騎馳戰陣。八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉會都試、課殿最。水家為樓船、亦習戰射行船。辺郡太守各將万騎、行障塞烽火追虜。置長史一人、丞一人、治兵民。当兵行、長史領。置部尉・千人・司馬・候・農都尉、皆不治民。不給衛士。材官・樓船年五十六老衰、乃得免為民就田。

民年二十三にして、正と為ること一歲、以て衛士と為ること一歲。材官・騎士と為るものは、射御騎馳戰陣を

習う。八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉 都試に会し、殿最を課す。水家は楼船と為り、亦た戰射行船を習う。辺郡太守 各おの万騎を將い、障塞を行き烽火もて虜を追う。長史一人・丞一人を置く、兵民を治む。兵行くに当たりては、長史領す。都尉・千人・司馬・候・農都尉を置く、皆民を治めず。衛士を給せず。材官・楼船 年五十六にして老衰なれば、乃ち免じて民と為し田に就くを得。

〔民は二三歳になつ（て傳籍され）たら、正として一年間、衛士として一年間（就役する義務を負う）。材官・騎士となつた者は、射御騎馳戰陣の訓練を行う。毎年八月に太守・都尉・令・長・相・丞・尉は都試に参集し、殿最を考課する。水に暮らす者は楼船と為り、また戰射行船の訓練を行う。辺郡太守はそれぞれ一万騎を率いて、長城の烽隧を巡察し烽火を運用して匈奴を追跡する。長史一人・丞一人を置き、兵士と民を治める。兵士を動員するに当たつては、長史が統率する。都尉・千人・司馬・候・農都尉を置き、いずれも民政には関与しない。（辺郡では）衛士を派遣しない。材官・楼船は五六歳になると老い衰えるので、そこで就役を免除して民とし、田作に従事できるようにする。〕

### 三 漢代の材官・騎士・楼船と正

本章では、前章で確定した句読の妥当性を検証するため、基本二史料以外の史料を用いて材官・騎士・楼船および正の実態を解明することにした。

## (一) 材官・騎士・楼船

材官等が軍事訓練を受けていたことは『漢官儀』に記載されていたが、次の『漢書』刑法志にも見える。

漢興、……天下既定、踵秦而置材官於郡国、京師有南北軍之屯。至武帝平百粵、内増七校、外有楼船、皆歳時講肄、修武備云。(『漢書』卷二三 刑法志)

漢興り、……天下既に定まり、秦を踵いで材官を郡国に置き、京師は南北軍の屯有り。武帝の百粵を平らぐるに至り、内に七校を増し、外に楼船有り、皆歳時講肄し、武備を修む。

刑法志では、前漢建国当初に郡国に材官、京師に南北軍、武帝期には内(京師)に七校尉の兵と外(郡国)に楼船が置かれ、「皆歳時講肄、修武備云」とあるようにいずれも軍事訓練を受けたことが記される。次掲の『後漢書』光武帝紀注所引『漢官儀』にも、軽車・騎士・材官・楼船について「講肄課試」とある。

三月丁酉、詔曰「今国有衆軍、並多精勇、宜且罷軽車・騎士・材官・楼船士及軍仮吏(『漢官儀』曰「高祖命天下郡国選能引閔蹶張材力武猛者、以為軽車・騎士・材官・楼船、常以立秋後講肄課試、各有員数。平地用車騎、山阻用材官、水泉用楼船。軍仮吏謂軍中權置吏也。今悉罷之。」「後漢書』紀一下 光武帝紀下 建武七年条)

三月丁酉、詔して曰く「今国に眾軍有り、並びに精勇多し、宜しく且らく軽車・騎士・材官・楼船士及び軍仮吏を罷むべし(『漢官儀』に曰く「高祖 天下の郡国に命じ能く閔を引き蹶張する材力武猛なる者を選び、以て

軽車・騎士・材官・楼船と為し、常に立秋の後を以て講肄課試せしむ。各おの員数有り。平地は車騎を用い、山阻は材官を用い、水泉は楼船を用う。」軍仮吏は軍中権置の吏を謂うなり。今悉く之を罷む。」還りて民伍に復せしむ。」

この『漢官儀』には、材官等が材力武猛者を選抜した専門兵で、定員もあつたことも明記する。実際、肩水候官駐屯の騎士が機動性のある攻撃部隊だつた（大庭脩一九九二）ことは、材官等が専門兵であつたことを裏付ける。

光武帝紀注所引『漢官儀』の「常以立秋後講肄課試」は、基本二史料として挙げた『漢官儀』の「八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉会都試、課殿最」に当たる。居延でも騎士を対象に都試が実施されていたことは次簡によつて確認できる。

☐☐☐☐官玉門塞外海廉渠、尽五月以☐

☐九月初試、騎士馳射、最、率人得五算半算☐☐

☐☐四月

E.P.T52:783

……官玉門塞外の海廉渠に五月末まで以……九月の都試、騎士は馳射し、最なれば、人率に五算半算を得る……  
四月

二行目の記載から都試の成績で考課されていることがわかる。その単位である「算（筭）」が居延漢簡には考課算定の単位として見える。



万歳候長充

受官錢定課四千、負四筭

相除定得三筭 第一

母自言堂煌者第一、得七筭

206・4 (A8)

万歳候長充 官錢を受け取ること定課四千、四算減点 堂煌に自言する者がいないこと第一、七算加點 差引三算を取得 第一

この簡で考課の対象となっているのは候長である。その候長は秋射の試験を受けた。

●功令第卅五。士吏・候長・蓬隧長常以令秋試射、以六為程、過六賜勞矢十五日 285・17 (A8)

●功令第卅五。士吏・候長・蓬隧長は常に令の規定によつて秋に射の試験を行い、六を標準として、六を過ぎれば矢ごとに勞十五日を付与する

秋射と都試は別々の試験とされる(劉鳴二〇二〇)が、ともに戦闘技術の試験でその成績によつて考課されるという点で共通する。秋射の対象は士吏以下の軍吏であるが、軍吏だからこそ考課の対象となるわけで、材官等が都試を受けて同様に考課されていることは、材官等が軍吏に準じる存在だったことを明白に示すものである。

以上の検討から、材官等は選抜された専門兵で、軍吏と同じように都試によつて考課される存在であったことが確認できた。

## (二) 正

正は一年間就役すべき義務として、董仲舒上言では屯戍（衛士と戍卒）と、『漢官儀』では衛士と並列され、その屯戍と衛士はともに兵役だったことから、正も同様に兵役だったと考えられる。また、『漢官儀』では正・衛士と専門兵である材官等とは区別されていた。材官等との対比から考えれば、正は選抜ではなく輪番で就役するもので、軍事訓練や考課などなく、一年の任期が満了すると元の生活に戻ったことが推測される。戍卒は辺境の烽隧で主に見張りを担当しているし、衛士も宮城の城門と城内の警備および車駕への扈從がその任務であつて（浜口重国一九三九b）、いずれの業務も基本的に警備である。戍卒も衛士もそれに徴発されたのは軍事訓練を受けていない民衆なので、実際の戦闘などとても務まらない。長城では騎士が、都では羽林・期門および七校尉が実戦部隊であつた（浜口重国一九三九b）。正に徴発されたのも軍事訓練を受けていない民衆なので、戍卒や衛士のような警備を担当したのだから。

では、その正が就役する場はどこだろうか。基本二史料には正の就役場所に関する記載は無いが、『三国志』崔琰伝と張景碑<sup>⑤</sup>ではともに郷と関わる形で正が現れている。崔琰伝には「崔琰……年二十三にして、郷移して正と為す<sup>⑥</sup>」と、張景碑には南陽郡府南門外の勸農土牛を「十四郷の正を調査し、相い賦斂して作治せしむ<sup>⑦</sup>」と見える。張景碑の「十四郷正」と崔琰伝の「郷移」という表現から、正は郷でその義務負担者が選定されて県に通知され、正の就役者本人は県の差配の下で業務を遂行したと推測される。郷が正の義務負担者を選定しているのは、漢簡の通行証に見えるように郷は戸籍を管理しており（鷹取祐司二〇一七）、徭役や兵役の就役記録もそこに含まれていたからだろう。

「為正」という表現は酸棗令劉熊碑にも見える。当該部分を挙げよう。

□□為正、以卒為更、愍念烝民劳苦不均、為作正彈、造設門更。

□□正と為し、卒を以て更と為す。烝民の劳苦の均しからざるを愍念し、正彈を為作し、門更を造設す。

この碑は、酸棗令であった劉熊が「正彈」と「門更」を設置することで民の劳役負担を均等化したことを顕彰したもので、「正彈」は正衛彈という人的団体で、富人から徴した単錢で貧民を募願して役に当てることで徭役の均等化を図ろうとしたものである（山田勝芳一九九三）。「以卒為更」の「更」はこの書き方から更卒を指すと考えられよう。更卒の徭役を均等化する「門更」の設置が県令の顕彰すべき事績としてこの碑に記されたのは、更卒が居住の県で従事する徭役であるからに他ならない。そうすると「更」と並列される「正」もまた県の差配の下に業務に従事していたと考えられ、先の崔琰伝および張景碑による推測と符合する。

正と更の並列は魯陽都郷正衛彈碑にも「正衛」「更賤」という形で見える。

□彈。国服為息、本存子衍、上供正衛、下給更賤、民用不□、□□

□彈。国服もて息を為し、本は存し子は衍（おお）く、上は正衛に供し、下は更賤に給す

ここに見える「更賤」は賤更で（俞偉超一九八八）、更卒としての就役を指し、「正衛」が正としての就役を指すことは劉熊碑との対比から疑い無い<sup>④</sup>。その正衛は『礼記』王制の正義に引かれた鄭玄『駁五経異義』に見える。

周礼は是れ周公の制、王制は孔子之後大賢所記先王之事。周礼所謂皆征之者、使為胥徒給公家之事、如今之正衛耳。

周礼は是れ周公の制、王制は是れ孔子の後の大賢の記す所の先王の事なり。周礼の謂う所の「皆之を征す」とは、胥・徒と為し公家の事に給せしむ、今の正衛の如きのみ。

ここで鄭玄は、公家に給事する『周礼』の胥・徒を後漢時代の正衛のようなものだと言っている。鄭玄の指摘に拠れば、正衛は役所の業務に従事していたことになる。先に、正は県の差配の下に業務に従事していたと推測したが、正衛のあり方はまさにその通りで、衛が宿衛・警衛・守衛のような任務を広く指す語である（山田勝芳一九九三）ことを踏まえると、この正衛は県の差配の下に官署などの警備に従事したのだろう。そうであれば、張家山漢簡二年律令・津関令に見える所の関所や塞に詰めたり吏に率いられて盜賊を追捕している「卒」<sup>②</sup>、あるいは、長沙五一広場東漢簡牘に見える「廷門卒」「馭卒」「亭卒」<sup>③</sup>が、正として就役した者と考えられよう。

ところで、鄭玄の指摘については一つ解決しておかなければならない問題がある。前掲の鄭玄『駁五經異義』では公家に給事する胥・徒を後漢時代の正衛のような者だと述べているが、その一方で、鄭玄は胥・徒を後漢時代の衛士のような者だとも述べている。

胥十有二人、徒百有二十人。〔注〕此民給徭役者、若今衛士矣。胥誦如謂、謂其有才知為什長。〔周礼〕天官冢宰

胥 十有二人、徒 百有二十人。〔注〕此れ民の徭役に給する者にして、今の衛士の若し。胥は讀みて謂の如し、其の才知有りて什長と為るを謂う。

この二つの指摘をそのまま併せると、後漢時代の正衛と衛士は類似の存在ということになる。<sup>④</sup>ところが、衛士は先に検討したように一年交替で長安の宮城警備に従事する者、正衛は居住県の差配の下に官署などの警備に従事する者であつて、類似の存在とは言えない。

この問題を解決する鍵は鄭玄注が附せられた官にある。「如今之正衛耳」と述べる前掲鄭玄『駁五經異義』の文は、『礼記』王制の正義においてその前に引用されている次掲許慎『五經異義』に対する批判である。

古周礼説、国中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。……而周復征之、非用民意。（『礼記』王制正義所引許慎『五經異義』）

古周礼に説く、国中は七尺より以て六十に及ぶまで、野は六尺より以て六十有五に及ぶまで、皆之を征す。……而して周復た之を征するは、民を用いるの意に非ず。

ここで許慎が引く「古周礼」は『周礼』地官司徒・郷大夫の記載で、鄭玄の「如今之正衛耳」という注は郷大夫配下の胥・徒に附せられたものである。一方、「若今衛士矣」を含む注は『周礼』天官冢宰に「治官之属」として列挙された胥・徒に附せられたものである。天官冢宰は六卿の一で中央官、郷大夫は一二五〇〇家で構成される郷の長官で漢代で言えば大県の令に相当する。従つて、天官冢宰配下の胥・徒は都にて就役する者、郷大夫配下の胥・徒は地方の県にて就役する者となり、前者は後漢時代の洛陽で宮城警備に従事する衛士、後者は県の官署警備に従事する正衛に相当する。二つの鄭玄注は均しく胥・徒の解説ではあるが、鄭玄はその胥・徒がどこの官署に勤務する者かを厳密に区別した上で後漢時代の衛士および正衛に正しく準えているのである。

この正衛と更卒の募役化を目的として設置された正衛弾は五例確認されているが、その全てが京師近郊の例である。かかる偏在は、発見状況に拠るといふよりも、年代のわかる事例がいずれも後漢後半期であることを踏まえる<sup>④</sup>と、次のように考えられるのではないだろうか。即ち、漢代、民の徭役兵役負担には更卒・正・屯戍（戍卒または衛士）があつたが、長城警備に従事する戍卒は前漢末には実質的に傭兵化されており（鷹取祐司二〇一八）、後漢時代の民衆の負担は更卒と正と衛士であつた。その衛士も、後漢時代の宮城警備は虎賁・羽林・五校尉の兵で充足できたために、前漢時代の二万人から後漢時代には二千五、六百人に削減され、その結果、前漢時代には各郡国から上番していたものが、後漢時代には京師近郊の郡からのみ徴集されるようになった（浜口重国一九三九）。正衛弾が京師近郊でのみ設置されたのは、この地域の民だけ余分に衛士負担があつたため少しでも正と更卒の負担を軽減しようしたからではないだろうか。衛士は中央が差配する兵役であるため県の介入できない余地は無いが、正と更卒は県の差配による徭役兵役であつたため、県が正衛弾を組織し雇役化することが可能だったのだろう。

なお、張景碑では、本来、官署警備を担当する兵役である正が勸農土牛の造作に動員されていたし、劉熊碑と魯陽都郷正衛弾碑では正が更卒と並んで募役化の対象になつていた。この二点を考え併せると、後漢後半期には、本来、兵役に従事すべき正が更卒と同じような雑役に従事するようになっていたことが推測される。正と更卒は実態としては同じように雑役に使役されていたが、制度的な由来が異なるため形式的には別々の義務として運用されたのだろう。

## むすびにかえて……後漢光武帝による材官等の廃止

これまでの検討によつて、基本二史料に見える更卒は年間一ヶ月、居住県での労役に従事する徭役、正（正衛）は二三歳以降の一年間、居住県の差配の下に官署の警備などに従事する兵役、屯戍は二三歳以降の一年間、宮城警備の衛士または辺境警備の戍卒として就役する兵役だったことが明らかとなった。<sup>⑧</sup> また、『漢官儀』に見える材官・騎士・楼船は、材力優れた者が選抜された専門兵で、軍事訓練を受け、毎年八月に都試によつて考課され、五六歳で免役になるまで継続して務めた。<sup>⑨</sup> 第三章の考察によつて明らかにした正の実態は、屯戍に当たる衛士および戍卒、さらに材官・騎士等とも全く異なるものであった。このことから、基本二史料の句読は、正が屯戍（衛士・戍卒）・材官・騎士などとは別の兵役義務と理解される句読<sup>⑩</sup>および<sup>⑪</sup>が妥当であることが確認できる。

漢代は兵農未分離だったと言われる（浜口重国一九四〇）<sup>⑫</sup>が、本稿の考察結果を踏まえると次のように考えるべきだろう。即ち、漢代、軍事作戦を遂行する専門兵は、禁軍では期門・羽林など（浜口重国一九三九 a・b）、郡国では材官等として、民の兵役とは別に組織されていて、民の兵役である正や衛士・戍卒が担当するのは主に官府や長城などの警備であった。漢代には後世の兵戸制のような戸籍区分はないものの、兵役としての警備業務や徭役に従事する者と実戦部隊である専門兵とは明確に区別されており、この意味では兵農は分離していた。漢代の兵農未分離は、民が就くべき兵役が戦闘技術不要の正や衛士・戍卒としての就役で実質的に徭役と変わらなかつたことで生じた状況だったのである。

漢王朝を再興した光武帝は、建武六（三〇）年、郡国で軍事を担当する都尉を辺郡を除いて廃止、それに併せて都試も廃止し、翌年には軽車・材官・騎士・楼船士も廃止してその任にあつた者を帰郷させた。<sup>⑬</sup> 材官・騎士等は郡国

常設の専門兵であるから、この材官・騎士等の廃止はとりもなおさず郡国に常備された専門兵が存在しなくなったことを意味する。<sup>54</sup> 後漢晩期の人である応劭はその後の状況を次のように述べる。即ち、光武帝による材官・騎士等廃止の結果、統治に不満を抱く者が反乱に踏み切る気持ちを助長することになった上に、一旦反乱が起こつたら、軍事訓練を受けていない民が徴発され鎮圧に動員されるため、常に反乱軍に敗北する結果となった、と。<sup>55</sup>

この材官等の廃止は、尚文偃武・修徳安民といった光武帝の儒教的思想に基づく英断ともされる（浜口重国一九四三）が、光武帝が隗囂・公孫述以外の勢力を全て制圧した時点において、「今 国 衆軍有り、並びに精勇多し」（『後漢書』光武帝紀下）と配下に十分な精鋭部隊がいることを理由に敢行していることから、専門兵である材官等を擁した對抗勢力の出現を未然に防ぐためだと考えるべきだろう。

光武帝が對抗勢力の出現を未然に防ぐために敢行した材官等の原則廃止は、軍事訓練を受けた常備兵が郡国に存在しない状況を作り出したが、これは予想外に郡国の治安維持と民衆の生活に多大な影響を与えることとなった（鷹取祐司二〇二一）。

〔附記〕 本稿は、JSPS 科学研究費補助金・基盤研究 B 「中国古代軍事史の多角的検討——「公認された暴力」のありか」（研究代表者宮宅潔、課題番号一九H〇一三一八）による研究成果の一部である。また、本科研の研究集会（二〇二二年四月四日）での予備発表および本誌の査読において貴重な意見を多くいただいた。ここに記して感謝の意を表す。



## 註

- ① 現時点におけるその到達点が、宮宅潔二〇一九である。
- ② 応劭『漢官儀』の当該部分は衛宏『漢旧儀』にも見える。『漢旧儀』は如淳が引用する形で『漢書』『史記』の注中に見えるが、『漢官儀』の当該部分の中間を省略する形で引用されているため、本稿では『漢官儀』を用いる（先行研究が取り上げているのが『漢旧儀』などでも本稿では『漢官儀』と表現する場合がある）。なお、『漢官儀』と『漢旧儀』の当該部分の文字の異同については重近啓樹一九九九を、『漢官儀』と『漢旧儀』の関係については佐藤達郎二〇〇六を参照。
- ③ 例えば、王彦輝二〇一五は、『漢官儀』を「一歳而以爲衛士、一歳爲材官騎士」（後掲句読④）と、董仲舒上言を「一歳屯戍、一歳力役」（句読A）と句読した上で、前者の「一歳而以爲衛士」は後者の「一歳屯戍」に対応するものの、前者の「一歳爲材官騎士」が後者の「一歳力役」に直接的には対応しないのは、董仲舒上言の叙述の焦点は一般的徭役に、『漢官儀』のそれは兵制に在るからであって、『漢官儀』の材官・騎士は地方兵役であるとする。つまり、「一歳爲材官騎士」と「一歳力役」との対応を前提に、材官・騎士を力役に対応するように地方兵役と理解しているわけである。
- ④ 漢法民二十始傳（注：省略）二十三爲正卒（注：省略）、自始傳爲更卒歲一月、正卒爲衛士一歲、材官騎士一歲（……仲舒所謂已復爲正、謂二十三歲後應爲衛士材官者、顔説以爲給中都官者、非也。……其漢人無一歲屯戍一歲力役之事也）戍辺歲三日（注：省略）五十六免（注：省略）（宋・錢文子『補漢兵志』）
- ⑤ 後漢光武帝の頃の人である衛宏による秦代刑罰制度の記載はそのことを端的に示す例である。  
秦制二十爵。男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲士伍、年六十乃免者、有罪、各尽其刑。凡有罪、男髡鉗爲城旦。城旦者治城也。女爲舂。舂者治米也。皆作五歲。鬼薪三歲。鬼薪者、男當爲祠祀鬼神、伐山之薪蒸也。女爲白粲者、以爲祠祀擇米也。皆作三歲。罪爲司寇、司寇男備守、女爲作如司寇。皆作二歲。男爲戍罰作、女爲復作。皆一歲到三月。令曰、秦時爵大夫以上、令与九礼。（衛宏『漢旧儀』）
- 冒頭に「秦制」とあるように、ここに記される刑罰制度は秦制として述べられるが、髡鉗城旦舂以下の刑期が明記されているよう

に、これは文帝十三年以後の漢独自の労役刑を解説したものである（富谷至一九九八 一五一頁）。

⑥ 宮宅潔二〇一八も、董仲舒が武帝時代の制度への批判が体制批判と受け取られぬよう秦制批判という方便を使っただけかもしれないと述べる。

⑦ 後述のように、材官が正に含まれないという指摘自体は妥当である。

⑧ 『漢書』に見える「又加」の用例では、①「加」が具体的な事柄を目的語として取り、その事柄を加える対象も明示した「さらにAを（Bに）加える」という具体的な行為を表す用法と、②「加」は「加える」という意味ではあるが、具体的な行為ではなく、累加の意味を表すやや抽象的な用法とがある。

將軍已下廷尉、使理正之、而又加法於士卒、二者並行、非仁聖之心。（『漢書』卷六 武帝紀 元光六年条）

臣前幸得以骨肉備九卿、奉法不謹、乃復蒙恩。窃見災異並起、天地失常、徵表為國。欲終不言、念忠臣雖在叻敵、猶不忘君、倦倦之義也。沉重以骨肉之親、又加以旧恩未報乎。（『漢書』卷三六 劉向伝）

武帝紀の例が①の、劉向伝が②の用法である。劉向伝の例は用法①としても読めそうだが、傍線部の対応から「況んや重ねるに骨肉の親を以てし、又た加うるに旧恩未だ報ぜざるを以てをや」と訓読し、「又加」は累加を表すやや抽象的な用法②と解釈するのが適切である。

『漢書』に見える用法①の例では「加」の目的語を加える対象が後に示されることが多い。

存亡定危、救敗繼絶、以安万民、功盛德厚。又加惠於諸侯王有功者、使得立社稷。（『漢書』卷一下 高帝紀下 五年条）

今陛下既不納天下之言、又加戮焉。（『漢書』卷六七 梅福伝）

高帝紀であれば「於諸侯王有功者」、梅福伝では「焉」という形で、「加」の目的語を加える対象が示されている。董仲舒上言の場合、用法①で読もうとすると「又月を加えて更卒と為る（す）」と訓読することになるが、「為更卒」を「加」の目的語「月」が加えられる対象と解釈することには無理があろう。それ故、董仲舒上言の「又加」は用法②の「さらにその上に」という意味で解釈するのが妥当である。如淳は「又加」が用法②であることをここで正しく理解して省略したのだろう。

⑨ 『通典』原注に引用する『漢旧儀』では、後半部分の冒頭とその直前を「亦習戰射。年五十六老衰」に作る。しかしながら、孫星

行輯『漢官六種』に含まれる『漢旧儀』および『漢官旧儀』では、「民年二十三……水處為樓船、亦習戰射行船」の部分と、「年五十六老衰、乃得免為庶民、就田里」を含む部分は、別々の逸文として蒐集されていることから、「亦習戰射」と「年五十六老衰」が『通典』の引用のように直接連続する『漢旧儀』の逸文は存在しなかったのだろう。恐らく、杜祐は如淳の理解に基づいて「年五十六老衰」直前で文が切れると考えて、「民年二十三……水家為樓船、亦習戰射」の後に「年五十六老衰……」を繋げたものと推測される。

中興建武七年、省諸郡都尉、并職太守、無都試之役（漢旧儀曰「民年二十三為正、一歳以為衛士、一歳為材官騎士、習射御馳陣。八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉会都試、課殿最。水家為樓船、亦習戰射。年五十六老衰、乃得免為民、就田。」今乃罷其役。）（『通典』卷三十三 職官十五 總論郡佐・郡尉条）

⑩ 渡辺信一郎一九九二はこの部分を「さらに月を加えて更卒とし、そうして復た正となつて、一年間屯戍するので、一年間の力役は、古えの三十倍になり、田租・口賦、塩鉄の利益は古えの二十倍となつた」（八七頁）と解釈するが、対句となるべき「一歳屯戍」と「一歳力役」を並列ではなく、後者を「三十倍於古」の主語とする一方で、前者をその理由として理解するのは、文章構造の点から無理のある解釈と言わざるを得ない。

⑪ 以当為更卒、出錢三百、謂之過更。自行為卒、謂之踐更。吳王欲得民心、為卒者顧其庸、隨時月与平買也。（『漢書』卷三五 荊燕吳伝・吳王濞伝服虔注）

⑫ 「踐更」そのものの実態については理解が一定していない。浜口重国一九三二は「踐更」を更卒の当番に服することと理解するのに対して、渡辺信一郎一九九二は「踐更」を卒更の義務遂行期間に入ることとし、その期間中に本来の実役に就いてこの義務を果たすことを「居更」と理解している。

⑬ 律説、卒踐更者、居也、居更中五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。（『漢書』卷七 昭帝紀 元鳳四年条如淳注所引律説）

⑭ 前注所掲律説の「五月乃更也」は五ヶ月経つと踐更するという意味で、半年に一ヶ月の就役、それが後に一年に一ヶ月就役に姿更されたということである。広瀬薫雄二〇一〇（二九八頁）参照。

- ⑮ 旧事、歳終当饗遣衛士（旧事、衛士得代帰者、上親饗焉。前書蓋寬饒伝曰「歳尽交代、上臨饗罷衛卒」是也。）大儻逐疫。（『後漢書』紀十上 皇后紀上・和熹鄧皇后）
- ⑯ 又正月行幸曲台、臨饗罷衛士（如淳曰「諸衛士更尽得代去、故天子自臨而饗之。」）（『漢書』卷七六 王尊伝）
- ⑰ 以陛下之時、徙民夷辺、使遠方無屯戍之事、塞下之民父子相保、亡係虜之患、利施後世、名称聖明、其与秦之行怨民、相去遠矣。（『漢書』卷四九 鼂錯伝）
- ⑱ 衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵（師古曰「漢旧儀云、衛尉寺在宮内。胡広云、主宮闕之門内衛士、於周垣下為区廬。区廬者、若今之仗宿屋矣。」）（『漢書』卷一九上 百官公卿表上）
- ⑲ 後人有告相賊殺不辜、事下有司。河南卒戍中都官者三千人、遮大將軍、自言願復留作一年以贖太守罪。（『漢書』卷七四 魏相伝）
- ⑳ 諸侯吏卒異時故繇使屯戍過秦中、秦中吏卒遇之多無狀。（『史記』卷七 項羽本紀）
- ㉑ なお、「過」には「訪れる」の他にも「通過する」の意味がある。ここの「諸侯吏卒」は旧六国人で、「秦中」は山東の人が関中を指す語なので、これは旧六国の吏卒が「繇使屯戍」した際のことを指す。秦の関中は旧六国に対して西に位置し、所謂中国の西端であるから、「秦中」を通過してさらに西に行き「繇使屯戍」したという状況は考えにくい。従って、「過」は「訪れる」の意味で、「繇使屯戍」のために秦の関中を訪れたと解釈するのが妥当だろう。
- ㉒ 如淳曰「時山東人謂関中為秦中」（『史記』卷八 高祖本紀『集解』所引如淳注）
- ㉓ 渡辺信一郎一九九二は「繇使」を車牛等を用いた穀物などの長距離輸送労働とするが、次掲の『漢書』蓋寬饒伝と二年律令で「繇使」しているのは吏なので、「繇使」は民の徭役としての物資輸送に限られない。蓋寬饒伝では各地の郡国から、『新書』では淮南郡から「繇使」して長安へ来ているし、二年律令では「婦休繇使」する際に津関の通過が想定されている。これらの例からすると、「繇使」は業務のための長距離移動と解釈すべきである。渡辺信一郎一九九二が立論の根拠とする二年律令四一〜四一五の「繇使」も業務のための長距離移動と解釈して問題無い。
- （蓋寬饒）擢為司隸校尉、刺拳無所迴避、小大輒拳、所劾奏衆多、廷尉處其法、半用半不用、公卿貴戚及郡国吏繇使至長安、皆

恐懼莫敢犯禁（師古曰「繇説与徭同、供徭役及為使而來者。」）、京師為清。（『漢書』卷七七 蓋寬饒伝）。

夫淮南甌民貧鄉也、繇使長安者、自悉以補、行中道而衣行勝已羸弊矣。（『新書』屬遠）

十五、相国、御史請郎騎家在闕外、騎馬節死、得買馬闕中人一匹以補。郎中為致告買所臬道、臬道官聽、為質告居臬、受數而籍書馬職物齒高、上郎中。節帛休、繇使、郎中為伝出津関。馬死、死所臬道官診上。（以下略） 二年律令五一三〇五一五

なお、『漢書』は当該部分を、「異時諸侯吏卒徭役屯戍過秦中」に作っており、班固は『史記』の「繇使」を『新書』の用例のように長距離を移動して徭役に従事することと理解したようである。

⑲ 異時諸侯吏卒徭役屯戍過秦中（師古曰「異時猶言先時也。秦中、関中秦地也。」）秦中遇之多亡状。（『漢書』卷三一 項籍伝）  
高祖常繇咸陽、縦観、觀秦皇帝、喟然太息曰「嗟乎、大丈夫当如此也。」（『史記』卷八 高祖本紀）

⑳ 山田勝芳一九九三も、董仲舒上言の「屯戍」が長城警備の戍卒と衛尉配下の衛士を含めて言った可能性を指摘する。

㉑ 伊藤徳男一九九〇および重近啓樹一九八六もその理解を継承する。

㉒ 谷永伝の「闕更減賦」は、渡辺信一郎一九九二が指摘するように、「闕減更賦」のことで、更賦は田租・芻稿の穀物賦課に対する過更錢・口賦・算賦の錢だて賦課の総称である。

㉓ 令戍卒歲更。（『史記』卷二二 漢興以来将相名臣年表 高后五年条）

律説、戍辺一歲当罷、若有急、当留守六月。今以卒治河之故、復留六月。（『漢書』卷二九 溝洫志 如淳注所引律説）

㉔ 及歲尽交代、上臨饗罷衛卒、衛卒数千人皆叩頭自請、願復留共更一年、以報寬饒厚德。（『漢書』卷七七 蓋寬饒伝）  
また注⑮所掲『後漢書』皇后紀上・和熹鄧皇后。

㉕ この「月為更卒、已復為正」を「一歳力役」が包含していると解釈すれば、労働力提供と財物提供について述べた部分を対句的表現として理解できる。先述のように、「一歳力役」は「力役への一年間の就役」という意味なので「月為更卒」と「已復為正」で合計一年間の就役となるが、正としての就役が十一月月だったという史料は確認できない。さらに、対句となる「一歳屯戍、一歳力役」で後者のみが先行する「月為更卒、已復為正」を承けるというのも文章構造として違和感を禁じ得ない。それ故、「月為更卒、已復為正」を「一歳力役」が包含していると解釈するのは無理がある。

②⑧ 秦兼天下、未皇暇也、亦頗推五勝、而自以為獲水德、乃以十月為正、色上黑。(『漢書』卷二一 律曆志)

是以君子之行、周而不比、和而不同、以救過為正、以匡惡為忠。經曰「將順其美、匡救其惡、則上下和睦能相親也。」(『後漢書』

伝七〇下 文苑伝下・劉梁伝)

前者の「為正」は「正月とする」、後者は「正しいとする」の意味。

②⑨ この他、張景碑では徭役兵役制度と関わる形で「郷正」という表現が、魯陽都郷正衛彈碑と『礼記』王制疏所引鄭玄『駁五經異義』では「正衛」という表現が現れる。これらについては後に検討する。

③⑩ 四九六頁注三。さらに、『漢旧儀』の「乃得免為庶民、就田里。民応令選為亭長」の傍線を附した「民」もまた衍字とする。浜口はこの部分を「乃得免為庶民、就田里民。民応令選為亭長」と句読したため「民」があると文意を通じないと考えたようだが、「材官樓船年五十六老衰、乃得免為庶民、就田里。民応令選為亭長。」と句読し、「乃得免為庶民、就田里」の主語を材官・樓船と解釈すれば、逆に、ここに「民」字が無いと文意が通らない。

③⑪ 孫星衍輯『漢官六種』所収『漢旧儀』が「当兵行長史領」に作るのに従い「史」字を補った。

③⑫ 衛尉の率いる南軍の兵士（これが『漢官儀』の衛士に当たる）は全国の郡国から、中尉の率いる北軍の兵士は内史管内で徴発された民がそれぞれ番上したもの（浜口重国一九三九b）なので、前漢時代の南北軍については軍事訓練は実施されていなかったと思われる。後漢時代の北軍は、屯騎・越騎・歩兵・長水・射聲校尉の五宮の軍で（浜口重国一九三九a）、専門兵として軍事訓練を受けていたに違はなく、そのため、班固は前漢時代の南北軍も軍事訓練を受けていたと誤解したのかもかもしれない。

③⑬ 大庭脩一九五二は、材官等が一般人の中から材力ある者を選抜して編成された専門兵であることを夙に指摘する。

③⑭ 董仲舒上言に附せられた顔師古注には「正卒、謂給中都官者也」とあるので、顔師古は正を宮城で勤務する正卒と考えていたようであるが、根拠は示されていない。

③⑮ 鄭傑祥一九六三、永田英正編一九九四。

③⑯ 崔琰字季珪、清河東武城人也。少樸訥、好擊劍、尚武事。年二十三、郷移為正、始感激、誦論語・韓詩。至年二十九、乃結公

孫方等就鄭玄受学。(『三国志』卷一二 崔琰伝)

「なお、崔琰伝の「感激」は、『三国志』卷三五諸葛亮伝注所引『魏略』に、他人のために仇討ちして捕えられ柱に縛り付けられたのを仲間救出された徐庶が「於是感激、棄其刀戟、更疎巾單衣、折節學問」とある例を踏まえると、「発奮する」というほどの意味だろう。

③⑦ 永田英正編一九九四は「調発」を財貨の強制的取り立てとする（本文編一〇四頁注）。典籍史料にみえる「調発」は確かに財貨を目的語に取る例が多いが、張景碑ではこの後に財貨徴収を意味する「賦斂」という語があり意味が重複することから、「調発十四郷正」は「十四郷の正を動員した」と解釈すべきだろう。「調発」が人の動員を意味する例は次掲の『三国志』に見える。

丞相諸葛亮連年出軍、調発諸郡、多不相救、又募取兵五千人詣亮、慰喻檢制、無逃竄者。（『三国志』卷三九 呂又伝）

③⑧ 府告宛。男子張景記言、府南門外勸農土牛□／調発十四郷正、相賦斂作治、并土人犁耒、葑屋、功費六七／十万、重勞人功、

吏正患苦。願以家錢義作土牛上瓦屋欄楯／什物。歲歲作治、乞不為県吏列長伍長徵發小繇。審如景言、／施行復除、伝後子孫、

明検匠所作務、令嚴。事畢成言。会廿□／府君教 大守丞印 延熹二年八月十七日甲申起□（張景碑。□は改行）

③⑨ 『隸釋』卷五、兪偉超一九八八、永田英正編一九九四。

④⑩ 許敬參一九三六、兪偉超一九八八。

④⑪ 渡辺信一郎一九九三はこの「更賤」を『統漢書』輿服志下に見える「賤更小史」とするが、劉熊が「正弾」と「門更」を設置し役の均一化を図ったことを顕彰する劉熊碑と、同じく正衛弾を設置したことを述べるこの魯陽郡正衛弾碑にはともに「正」と「更」が対比される形で現れている。それ故、魯陽郡正衛弾碑の「更賤」は劉熊碑の「更」に対応するものと考えべきで、その「更」は本文で述べたように更卒の衛役を指す。

④⑫ 「更卒追逐者」は張家山漢簡・二年律令四九四〜四九五に、「津関吏卒、吏卒乘塞者」は二年律令五〇六・五〇七・五〇八・五〇九・一〇一〇・一〇一一に見える。

④⑬ 「廷門卒」は 2010CWJ1 ③:167-1 + 167-2 / 三三三三三三四、④「駅卒」は 2010CWJ1 ③:281-5AB、⑤「亭卒」は 2010CWJ1 ③:264-21 / 八六七に見える。

④⑭ 山田勝芳一九九三は、鄭玄注を根拠に衛士と正衛を同じような存在と考え、そこから論を展開している。

- ④5 郷大夫之職各掌其郷之政教禁令。正月之吉、受教灑于司徒。退而頌之于其郷吏、使各以教其所治。以攷其德行、察其道藝。以歲時登其夫家之衆寡、弁其可任者。國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。其舍者、國中貴者、賢者、能者、服公事者、老者、疾者、皆舍。(『周礼』地官司徒・郷大夫)
- ④6 惟王建国、弁方正位、体国经野、设官分職、以為民極。乃立天官冢宰、使帥其属而掌邦治、以佐王均邦国。治官之属、大宰卿一人、小宰中大夫二人、宰夫下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人、胥十有二人、徒百有二十人。(注)此民給徭役者、若今衛士矣。胥誦如謂、謂其有才知為什長。(『周礼』天官冢宰)
- ④7 令五家為比、使之相保。五比為閭、使之相受。四閭為族、使之相葬。五族為党、使之相救。五党為州、使之相闔。五州為郷、使之相賓。(注)閭二十五家、族百家、党五百家、州二千五百家、郷万二千五百家。(『周礼』地官司徒・大司徒)
- ④8 県令長、皆秦官、掌治其県。万戸以上為令、秩千石至六百石。減万戸為長、秩五百石至三百石。(『漢書』卷十九上 百官公卿表上)
- ④9 本文所掲の酸棗令劉熊碑は陳留郡、魯陽都郷正衛彈碑は南陽郡に存する。この他に、都郷正衛彈碑(『隸釈』卷一五)は潁川郡、南陽都郷正衛彈勸碑(『水経注』卷二九 比水条)と南陽都郷正衛為(彈?)碑(『水経注』卷三一 泄水条)は南陽郡に存する。山田勝芳一九九三、重近啓樹一九九九参照。
- ⑤0 都郷正衛彈碑は中平二(一八五)年、魯陽都郷正衛彈碑は後漢末、酸棗令劉熊碑は黄中の乱以後の時期と推測されている(俞偉超一九八八)。
- ⑤1 正の理解が本稿とは異なるものの、山田勝芳一九九三は、本来兵役負担者である正が實際は徭役に服するようになったと述べ、渡辺信一郎一九九三は、出行する官長の導従やとりつき・遣い走り・官府の警護を担当する賤吏小史を担ったのは正であったと述べる。
- ⑤2 従来の議論では衛士や騎士が専門兵か否かに関わって士・卒の区別も問題とされた(米田賢次郎一九五七、西村元佑一九五八など)。本稿の考察結果では、衛士と成卒は同じく民が屯戍として勤めるものでありながら片や「士」、片や「卒」と呼ばれることになる。衛士が「士」と呼ばれたのは、任期終了時に慰勞の宴会が開かれていた(注⑤所引『後漢書』和熹鄧皇后紀、『漢書』王尊



伝、注②所引『漢書』蓋寬饒伝参照) ことが端的に示すように、宮城警備という名譽ある業務に就く者であったために敬意を込めて衛士と呼ばれたに過ぎず、士卒という呼称が兵士としての身分や役割に応じて厳密に使い分けられていたわけではないだろう。

⑤③ 『漢官儀』の記載では、都試は材官と騎士について、五六歳免役は材官と楼船について述べられているだけであるが、本文前掲『後漢書』光武帝紀注所引『漢官儀』に「平地图車騎、山阻用材官、水泉用楼船」とあるように、材官・騎士・楼船はこれらが配備される郡国の地形条件によってその種類が決定されるものであって、選抜や就役について制度上の違いは無かつたと思われるので、都試と五六歳免役は材官・騎士・楼船に共通すると考えられる。

⑤④ 是歳、初罷郡国都尉官。(『後漢書』紀一下 光武帝紀下建武六年条)

三月丁酉、詔曰「今国有衆軍、並多精勇、宜且罷輕車・騎士・材官・楼船士及軍仮吏、令還復民伍。(同建武七年条)

⑤⑤ 湖南省の張家界古人堤遺址出土の後漢時代の簡牘には「某士」という専門兵を想起させる記載がある(湖南省文物考古研究所・中国文物研究所二〇〇三a、同b)。

充長之印

兵曹抹猛使福以郵行

永元元年十二月廿日辛丑起廷

(A)

□中右部士冊人 伏波冊四人

剽騎士冊人 城中左部冊六人

黄弩冊三人

雁門士五十三人

中部士冊四人

揚武士冊四人

武威士冊六人

惟管冊三人

(B)

魏斌二〇一四が指摘するように、ここに見える「伏波士」「揚武士」「武威士」は建武二三〜二五年の武陵蛮討伐に関連して設置された軍営に所属する兵士だろう。後漢時代、光武帝による材官・騎士等廃止後も、黎陽營のような特殊常設軍営は設置されており（小林聡一九九二）、ここに見える「伏波士」などもそのような特殊常設軍営所属兵士と思われる。

- ⑤⑥ 蓋天生五材、民並用之、廢一不可、誰能去兵。兵之設尚矣。……自郡国罷材官騎士之後、官無警備、実啓寇心。一方有難、三面救之、発興雷震、煙蒸電激、一切取弁、黔首囂然。不及講其射御、用其戒誓、一旦驅之以即強敵、猶鳩鵲捕鷹鷂、豚羊弋豺虎、是以每戰常負、王旅不振。（『統漢書』百官志五州郡条注所引応劭『漢官』）

同様の指摘は後漢時代の他の著作にもしばしば見られる。佐藤達郎二〇二一参照。

### 【引用文献一覧】

〔日文〕

- 伊藤徳男一九五九 ……漢代の徭役制度について——董仲舒上言と『漢旧儀』との解釈をめぐって——（『古代学』八一〜二）  
 大庭脩一九五二 ……材官攷——漢代の兵制の一斑について——（『龍谷史壇』三六）  
 大庭脩一九九二 ……地湾出土の騎士簡冊（同『漢簡研究』同朋舎出版）  
 越智重明一九七六 ……前漢時代の徭役について（『法制史研究』二五）  
 小林聡一九九一 ……後漢の軍事組織に関する一考察（『九州大学東洋史論集』一九）  
 佐藤達郎二〇〇六 ……応劭『漢官儀』の編纂（同『漢六朝時代の制度と文化・社会』京都大学学術出版会 二〇二一 所収）  
 佐藤達郎二〇二一 ……後漢時代の軍事思想に関する管見（『関西学院史学』四八）  
 重近啓樹一九八六 ……兵制の研究——地方常備軍制を中心に——（同『秦漢税役体系の研究』汲古書院 一九九九 所収）  
 重近啓樹一九九九 ……兵制をめぐる諸問題（同前掲書所収）  
 志野敏夫一九九五 ……漢の都試——材官・騎士についての再検討——（『東方学』八九）  
 鷹取祐司二〇一七 ……肩水金閼遺址出土の通行証（鷹取祐司編『古代中世東アジアの関所と交通制度』立命館大学）

- 鷹取祐司二〇一八 ……「漢代長城警備体制の変容」(宮宅潔編『多民族社会の軍事統治 出土史料が語る中国古代』京都大学学術出版会)
- 鷹取祐司二〇二一 ……「漢帝国の黄昏——前漢から後漢へ」(富谷至責任編集『岩波講座 世界歴史』第五卷「中華世界の盛衰」4世紀) 岩波書店 二〇二一年十一月刊行予定)
- 高村武幸二〇〇四 ……「漢代の材官・騎士の身分と官吏任用資格」(同『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院 二〇〇八 所収)
- 富谷至一九九八 ……「秦漢刑罰制度の研究」(同朋舎)
- 永田英正編一九九四 ……「漢代石刻集成」(同朋舎出版)
- 西田太一郎一九五〇 ……「漢の正卒について」(『東洋の文化と社会』一)
- 西田太一郎一九五五 ……「漢の正卒に関する諸問題」(『東方学』一〇)
- 西村元佑一九五八 ……「漢代の騎士——士・卒の問題に関連して——」(『龍谷史壇』四四)
- 浜口重国一九三一 ……「踐更と過更——如淳説の批判——」(同『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会 一九六六 所収)
- 浜口重国一九三九 ……「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」(同前掲書所収)
- 浜口重国一九三九 a ……「前漢の南北軍に就いて」(同前掲書所収)
- 浜口重国一九三九 b ……「両漢の中央諸軍に就いて」(同前掲書所収)
- 浜口重国一九四〇 ……「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」(同前掲書所収)
- 浜口重国一九四三 ……「光武帝の軍備縮小とその影響」(同前掲書所収)
- 広瀬薫雄二〇一〇 ……「秦漢律令研究」(汲古書院)
- 藤枝晃一九五五 ……「長城のまもり——河西地方出土の漢代木簡の内容の概観——」(『自然と文化』別篇二)
- 宮宅潔二〇一八 ……「秦代徴兵制度研究の現在——基本史料の解釈をめぐって」(『歴史と地理』七二六「世界史の研究」二五六)
- 宮宅潔二〇一九 ……「秦代徭役・兵役制度の再検討」(『東方学報 京都』九四)
- 棚山明一九八六 ……「漢代結僱習俗考」(『島根大学法文学部紀要 文学科編』九)

- 山田勝芳一九九三…「徭役・兵役」(同『秦漢財政收入の研究』汲古書院)
- 吉田虎雄一九四二…「向漢租稅の研究」(大阪屋號書店)
- 米田賢次郎一九五七…「漢代徭役日数に關する一試論——特に『三十倍於古』について——」(『東方學報 京都』二七)
- 渡辺信一郎一九九二…「漢代更卒制度の再検討——服虔・浜口說批判——」(同『中国古代の財政と国家』汲古書院 二〇一〇 所収)
- 渡辺信一郎一九九三…「漢魯陽正衛彈碑小考」(同前掲書所収)
- 渡辺信一郎二〇〇一…「漢代國家の社会的労働編成」(同前掲書所収)
- (中文)
- 陳偉二〇一〇…「也談董仲舒上言」又加「句的解詁問題」(中国社会科学院歷史研究所・日本東方学会・大東文化大學編『中日學者  
中國古代史論壇文集』中国社会科学院出版社、(簡帛網) [http://www.bsm.org.cn/show\\_article.php?id=1282](http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1282))
- 韓連琪一九五六…「漢代的田租口賦和繇役」(『文史哲』一九五六—七)
- 湖南省文物考古研究所・中國文物研究所二〇〇三a…「湖南張家界古人堤遺址出土簡牘概述」(『中國歷史文物』二〇〇三—二)
- 湖南省文物考古研究所・中國文物研究所二〇〇三b…「湖南張家界古人堤簡牘積文與簡注」(『中國歷史文物』二〇〇三—二)
- 勞榘一九四八…「漢代兵制及漢簡中的兵制」(同『勞榘學術論文集甲編』芸文印書館 一九七六 所収)
- 劉鳴二〇二〇…「兩漢的都試與秋射」(鄔文玲・戴衛紅主編『簡帛研究』二〇一九(秋冬卷)) 廣西師範大學出版社
- 錢釗夫一九八二…「試論秦漢的“正卒”“徭役”」(『中國史研究』一九八二—三)
- 孫聞博二〇一五…「秦及漢初“徭”的內涵與組織管理——兼論“月為更卒”的性質」(同『秦漢軍制演變史稿』中国社会科学院出版社 二〇一六 所収)
- 王毓銓一九八二…「《漢書·食貨志》“一歲力役”為句非是」(『文史』第十三輯 一九八二)
- 王彥輝二〇一五…「秦漢時期的徭役兵役制度」(同『秦漢戶籍管理與賦役制度研究』中華書局 二〇一六 所収)
- 魏斌二〇一四…「古人堤簡牘與東漢武陵蠻」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八五本第一分)
- 許敬參一九三六…「魯山泉新出二石記」(『考古社刊』四)

楊振紅二〇一〇·「徭·成為秦漢正卒基本義務——更卒之役不是“徭”——」(同『出土簡牘与秦漢社会(統編)』廣西師範大學出版社 二〇一五 所收)

于豪亮·李均明一九八一·「秦簡所反映的軍事制度」(中華書局編輯部編『雲夢秦簡研究』中華書局)

俞偉超一九八八·「中国古代公社組織的考察——論先秦兩漢的“單—俾—彈”」(文物出版社)

張金光二〇〇四·「論秦徭役制中的幾個法定概念」(『山東大學學報』二〇〇四—三)

鄭傑祥一九六三·「南陽新出土的東漢張景造土牛碑」(『文物』一九六三—一一)

(本學文學部教授)

